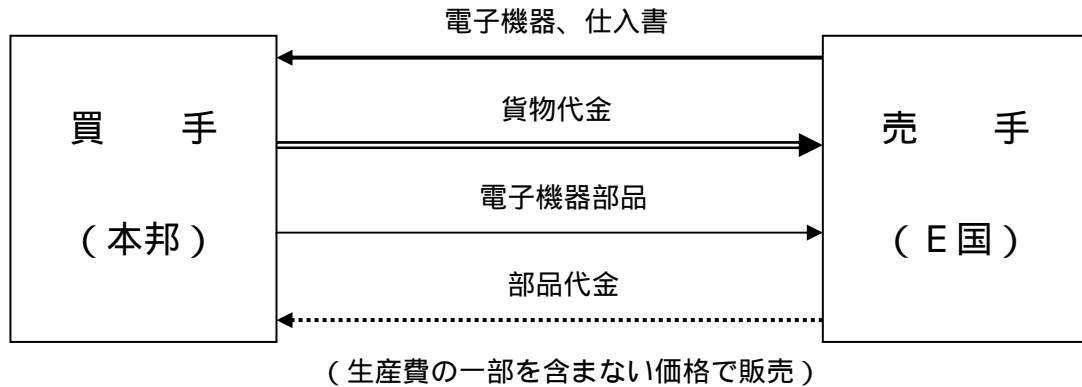


### 23. 買手が生産費の一部を含まない価格で有償提供する部分品の費用



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から電子機器を購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物に組み込まれる部品を生産し、製造間接費が含まれない価格で売手に販売しています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、現実支払価格である売手から送付された仕入書価格のみにより計算して差し支えありませんか。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、部品の製造間接費の額は買手により値引きをして提供された物品に要する費用に該当し、この費用は仕入書価格に含まれていないことから売手から送付された仕入書価格のみにより課税価格を計算することはできません。

（理由）

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」が買手により無償で又は値引きをして提供された場合には、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

また、その費用の額は、買手が自らその物品を生産した場合、その物品の生産に要した費用によることとされています。なお、本邦において一般的に認められている会計原則（原価計算基準等）に基づき、生産費（製造原価）には製造間接費が含まれます。

上記の取引において、貴社が売手に販売した部品の価格には製造間接費の額が含まれていないことから、当該部品は、買手により値引きをして直接に提供された物品のうち、「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当し、当該製造間接費の額を現実支払価格に加算することとなります。

#### 【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号イ

関税定率法施行令第1条の5第2項

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)